

## 08

## 便所(トイレ)

## ■ 基本的な考え方

建築物の便所は、高齢者、障がい者、育児中の者等全ての人が利用しやすいように配慮が必要である。近年、多様なニーズに応えるため、車椅子使用者用便房が多機能化されたことにより、利用者が集中し、広い空間を必要とする車椅子使用者の利用に支障が生じている。便所は、施設用途や利用者ニーズを踏まえ、個別機能を備えた便房を男女別に適切に分散して設けることが必要である。

また、異性介助や性的マイノリティへの配慮として、男女の性別にかかわらず使用できる共用便所の設置ニーズが高まっている。

## ■ バリアフリー整備基準

	内 容	関連条項	対象規模
一 般 基 準	【便所全般に係る基準】		
	①表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられているか	条 17-1-1	別表第 1
	②手洗い器に特定水栓(レバー式、光感知式等)が設置されているか(各便所 1 か所以上)	条 17-1-2	
	③必要な照度を確保し、床面、壁面及び出入口戸は色の明度等で識別しやすいか	条 17-1-6	
	④聴覚障がい者対応の火災警報装置(フラッシュライト等)を設けているか(ホテル・旅館の客室に設ける便所を除く)	条 17-1-5	別表第 3 (1,000 m <sup>2</sup> 以上)
	【車いす使用者用便房に係る基準(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)】		
	⑤車いす使用者用便房を1以上、設けているか	令 14-1-1	別表第 1
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	国告 1496-1	
	(2)車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保しているか	国告 1496-1	
	(3)操作が容易な大便器洗浄装置(くつべら式、光感知式等)を設置しているか	条 17-3-1	
	(4)手洗い器に特定水栓(レバー式、光感知式等)を設置しているか	条 17-3-2	
	(5)大型ベッド等を設置し、当該便所の出入口に表示しているか	条 17-3-3	別表第 6
	⑥建築物の主たる出入口の付近に標識を設置しているか (令 20-1 による案内板を設置する場合を除く。)	条 17-5,6	別表第 1
	【オストメイト対応設備を設けた便房に係る基準(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)】		
	⑦水洗器具(オストメイト対応)を1以上、設けているか	令 14-1-2	別表第 1
	⑧次を建築する場合、水洗器具専用の流しを設け、温水シャワーを備えているか (簡易水栓設置を禁止)	条 17-4	条 17-4
・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署			
・公衆便所 ・床面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の特別特定建築物			
⑨建築物の主たる出入口の付近に標識を設置しているか (令 20-1 による案内板を設置する場合を除く。)	条 17-5,6	別表第 1	

内容		関連条項	対象規模
一般基準	【子育て支援設備の設置に係る基準(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)】		
	⑩1以上の便房にビーターチェア等を設け、当該便房のある便所の出入口に表示しているか	条 17-2-1	別表第 1 (学校以外)
	⑪1以上のベビーベッド等を便所設け、当該便所の出入口に表示しているか(ただし、おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く)	条 17-2-2	別表第 4
	【一般便房に係る基準】		
	⑫車いす使用者用便房以外の便房に腰掛便座、を1以上設けているか(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)	条 17-1-3	別表第 1
	⑬男子用小便器を設ける場合は、床置き式、壁掛式(受口の高さ 35cm 以下)などを1以上設けているか(車椅子使用者用便房への設置も可とする)	令 14-2	別表第 1
	⑭1以上の男子用小便器は周囲に手すりを設け、当該小便器のある便所の出入口は幅 80 cm以上であるか	条 17-1-4	別表第 1
	⑮①とは別にベビーベッド等(おむつ交換ができる場所を他に設置する場合を除く)を、⑦とは別に水洗器具(オストメイト対応、簡易水洗可)を1以上設けているか(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)	条 17-2-3	別表第 5
	⑯車いす使用者用簡易型便房を1以上設けているか(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)	条 17-2-4	別表第 5
	(1)腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか	条 17-2-4-7	
	(2)便所内の当該便房までの経路は車いすが転回できる構造とし、段を設けていないか	条 17-2-4-イ	
	(3)当該便房のある便所の出入口に表示しているか	条 17-2-4-ウ	
	(4)利用居室から当該便房までの経路のうち1以上を移動等円滑化経路にしているか	条 17-2-4-イ	
(5)当該便房の出入口戸は、引き戸、折れ戸その他車いす使用者の利用に配慮しているか	条 17-2-4-オ		
(6)操作が容易な大便器洗浄装置(くつべら式、光感知式等の)を設置しているか	条 17-2-4-カ		

## ■ バリアフリー整備基準の解説

●バリアフリー整備基準 ◇望ましい基準

&lt;便所全般(一般便所、車椅子利用者用便房等すべてに掛かる基準)&gt;

令…施行令  
条…県条例  
標…建築設計標準  
誘…誘導基準

項目	解説	参照条文等
配置	<p>便所…複数の設備(小便器、大便器等)が配置された空間をいう。</p> <p>便房…1つの大便器が配置された区画をいう。</p> <p>●令和 3 年 3 月に国土交通省が「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」を改正したことも踏まえ、個別のバリアフリー設備(車椅子利用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児用設備を有する便房等)を備えた各種便房を「高齢者障がい者等用便房(バリアフリートイレ)」と呼称する。</p> <p>●車椅子利用者用便房又はオストメイト用設備、ベビーチェア、ベビーベッドは、その設備を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるように、便所内に分散して配慮すること。</p> <p>●案内設備及び便房の付近に設置する標識には、設備や機能を図記号(ピクトグラム等)で分かりやすく表示すること。</p> <p>◇便房の戸には、便房の設備内容を文字や図記号等により分かりやすく表示する。</p>	<p>標 2-111 設計の考え方</p> <p>P●標識参照</p> <p>【図 9】</p>
①仕上げ	<p>●床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。特に表面が濡れるおそれがある部分は、仕上げに配慮すること。</p> <p>◇排水溝等を設ける場合は、視覚障がい者や肢体不自由者等にとって危険にならないよう配置に配慮する。</p>	条 17-1-(1)
②洗面・水栓器具	<p>●肢体不自由な方等が容易に水出せ手洗いできるよう、各便所の手洗い器又は洗面器 1 以上に(男女用の区別がある場合はそれぞれ 1 以上)は、レバー式又は自動水式の栓等とすること。</p> <p>◇吐水口の高さは車椅子使用者に利用しやすい位置(洗面器の手前淵から 30 cm 以内)とする。</p> <p>◇洗面器の下部は、車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。</p> <p>◇手すりを設ける場合は利用に配慮した位置とする。</p> <p>◇冬季の使用や手の汚れを落とすやすくするため電気温水器等を設置し湯が出るようにする。</p> <p>◇鏡は、洗面器具の上部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ 100 cm 以上の高さで設置する。</p> <p>◇洗面器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフックを設ける。</p>	条 17-1-(2)
③弱視者への配慮	<p>●照明設備の設置などにより、通行に支障が生じない明るさを確保すること。【新設】</p> <p>●また、床面、壁面及び出入口戸(トイレブース、ライニングも含む)は、その存在を認識しやすいよう、それぞれ色のコントラストを大きくすること。なお、相互に近接する部分として、三方枠や巾木などのコントラストを大きくすることでもよい。【新設】</p>	条 16-5 【図 10】
④聴覚障がい者への配慮	<p>●聴覚障がい者に、火災発生等の緊急事態の情報を伝達するため、光によって報知する警報装置(フラッシュライト等)を設けること。(ホテルの客室に設けられる便所については、除く)【新設】</p> <p>●フラッシュライト等は、便房の戸を閉じた状態でも、その点滅が便房内で十分識別できる位置に設置するとともに、その点滅が緊急事態を表す旨を便所内に表示すること。【新設】</p> <p>◇フラッシュライトは白色光とすること。「光警報装置の設置に係るガイドライン(平成 28 年 9 月 6 日付け消防予第 264 号)」を参照</p>	【図 8】
(案内図)	<p>◇便所の出入口には、文字や記号により、男女の別、男女共用、便所内の内部の配置・設備を分かりやすく表示した案内図を設ける。</p> <p>◇視覚障がい者の利用に配慮し、音声による案内・誘導を行う。</p>	P●標識参照 P●案内設備

	◇蝕知案内板等は、床から中心までの高さが140cm～150cmとなるように設置する。	
(留意事項)	◇便所までの経路に点状ブロック等を設ける場合は、車椅子使用者用便所の集中利用を避けるため、一般便所に誘導する。 ◇便所には手荷物置台や小物・衣類をかけるフックを設ける。 ◇発達障がい等による感覚過敏への配慮として、十分な換気等による臭気等の対策や光や音について可能な限り低刺激である設備を採用する。 ◇当該便所の出入口の廊下等には、非常呼び出し表示ランプを設け、事務所等に警報盤を設ける。	

## &lt;車椅子使用者用便所&gt;

項目	解説	参照条文等
⑤車椅子使用者用便所	車椅子使用者用便所・・・車椅子使用者が十分に利用できる空間を確保した便所をいう。 ●建物全体で車椅子使用者用便所を1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。 ◇便所が設けられている階に1以上 ・階の便所の総数が200以下の場合:全便所数×1/50以上 ・階の便所の総数が200以上の場合:全便所数×1/100+2 ●異性介助に配慮し、男女が共用できる位置に設ける。 ◇だれもが使いやすく、位置を把握しやすいよう、一般便所と一体的もしくはその出入口に設ける。 ◇複数設置する場合は、設備のレイアウトを左右対称にし、便所へのアプローチや移乗方法を選択できるようにする。	令 14-1 誘 9-1-2
(便所の大きさ)	●車椅子使用者用便所の空間は、以下に掲げる事項とすること。 ・各設備を使用でき、車椅子使用者が360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設け、かつ200cm以上×200cm以上とする。なお、ライニング等は内寸法に含めない。 ・2,000㎡以上の建築物で、改修等で対応が困難な場合を除き、座位変換型の(電動)車椅子使用者が360°回転できるよう、直径180cm以上の円が内接できるスペースを設ける。 ・既存改修の場合や、用途面積が概ね300㎡以下の建築物の場合については車椅子使用者の利用に支障のない広さ(内寸130cm×200cm(直進及び側方進入)以上、又は、150cm×180cm(側方進入)以上)とする。 ・便器の正面及び側方に、車椅子を近づけて便器に移乗するためのスペースを設ける。	標 2-113 【図4】 【図5】
(出入口・戸)	●車椅子使用者用便所の出入口は、移動等円滑化経路基準の出入口の規定が適用され、有効幅を80cm以上確保すること。当該便所が一般便所又はその奥にある場合などは、当該便所に至るまでの経路も移動等円滑化経路となるため注意すること。一般便所内にある場合は、一般便所の出入口の有効幅も80cm以上とすること。ただし、200㎡未満の用途変更を行う場合は70cm以上とすること。 ●戸の前後に車椅子の待機や方向転換のための水平なスペース(自動戸及び引き戸の場合は150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上)を確保すること。 ●戸は軽い力で操作できる引き戸とし、可能であれば自動式引き戸とすること。 ●車椅子使用者の開閉時の動作を考慮して、袖壁と開閉スペースを確保すること。 ●車椅子使用者用便所の通路は、車いす使用者が方向転換できるよう、140°角以上の水平スペースを設けること。	P●出入口 誘 9-1-3イ  P●出入口

	<p>&lt;自動式引き戸の場合&gt;</p> <p>◇自動式引き戸の開閉ボタンは、車椅子使用者が接近しやすい位置とする。</p> <p>◇錠は電気式とし、使用中ランプは戸の開閉を連動させ、緊急時は外部からも開錠できるようにする。</p> <p>◇外部からの操作に関わらず、便房内に人がいる状態で照明や換気扇等が停止しないものとする。</p> <p>&lt;手動式引き戸の場合&gt;</p> <p>●戸の握り手は棒状のもの等握りやすいものとする。</p> <p>◇開閉が容易にできるよう上吊り式(開閉時間を調整できるもの等)とする。</p> <p>◇内開き戸は、車椅子使用者が入出した際にドアの開け閉めが困難であり、かつ、便房内で転倒した場合、体や車椅子が支障となって戸が開かず救出が困難になることから避けるようにする。</p> <p>●鍵は車椅子使用者が利用しやすい高さに設置すること。</p> <p>◇指の不自由な人も容易に施錠できるよう大型レバーとし、非常の場合を考慮して、外部から開錠できるものとする。</p> <p>◇鍵は、子供連れでの利用に配慮し、子供が開錠できない位置に、別に設けることが望ましい。</p> <p>◇弱視者の利用に配慮し、出入口の施錠を示す色等に配慮する。</p>	
(便器)	<p>●腰掛便座とし、床置き便器又は壁掛式便器とすること。</p> <p>●座面高さは、車椅子から便座に移乗しやすい高さとし、蓋のない状態で、42～45cm程度とすること。</p> <p>◇床置き便器は、前面のトラップ部分を引き込んで、車椅子のフットレストがあたりにくい構造とする。</p> <p>◇便座は、温水洗浄便座や背もたれを設置する。</p>	<p>令 14-1 国告 1496</p>
(手すり)	<p>●腰壁便器からの立ち上がりや車椅子から腰壁便器への移乗する際において、全体重をかけて使用されることが多いので、強固に取り付けること。</p> <p>●手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。また、車椅子を便器と並行によりつけて利用する場合等に配慮し、壁付の手すりとは反対側の手すりは可動式とすること。</p>	<p>令 14-1 国告 1496</p> <p>【図 2】</p>
(洗浄装置他)	<p>●手の不自由な方等でも操作しやすい、押しボタン式、くつべら式等とすること。自動洗浄装置やセンサー式を設ける場合は押しボタンを併設すること。</p> <p>●洗浄装置、紙巻き器、非常用呼び出しのボタン配置は JIS S 0026 による配置等とし、腰掛便座及び車椅子に座った状態で手が届く範囲に設け、非常用呼び出しボタンは、床に転倒した際も手が届く位置に設けるか、ひもで操作できるものとする。</p> <p>◇操作ボタンは前方から移乗する場合に配慮し、便座横の操作ボックスではなく、壁付けとする。</p>	<p>条 17-3-3 JISS 0026</p>
(洗面・水栓器具)	<p>&lt;便所一般(一般便所、車椅子使用者用便房等すべてに掛かる基準)&gt;②洗面・水栓器具を参照</p> <p>◇便座に腰かけた状態で手を洗浄する場合があるため、便座から手が届く位置に小型手洗い器を設ける。</p>	<p>条 17-3-2</p>
(大型ベッド)	<p>●介助者の動作に支障がない十分なスペースを確保し、車椅子使用者の利用に使用がなく、戸の開閉や施錠が円滑に行える位置とすること。</p> <p>●折畳み式大型ベッド等は、使用状態でも、緊急時に人が出入りできるよう、大型ベッドと出入口の位置に配慮すること。</p> <p>●大型ベッドには転落の危険がある旨を表示し注意喚起する等の転落防止対策を講じること。</p>	<p>条 17-3-3 別表6</p> <p>【図 5、6】</p>

	<p>●折畳み式大型ベッドを設置する場合には、車椅子に座ったままでも畳める構造、位置とすること。</p> <p>◇大型ベッドの寸法は施設用途や利用者ニーズを踏まえて決定する。</p>	
(配慮事項)	<p>◇介助者がトイレを一時退出する際に、プライバシーの確保のため、仕切りやカーテンを設ける。</p> <p>◇車椅子利用者でも手が届く範囲に手荷物置台や小物・衣類をかけるフックを設ける。フックは、立位でもぶつからない位置とし、仮に当たった場合でもけがをしにくい丸みを帯びた形状とする。</p> <p>◇汚物入れは、一般のものより大きなものを用い、車椅子に乗ったままでも手の届く位置に設ける。</p> <p>◇便房内には、身づくろい用の鏡を取り付ける。特に、車椅子が回転できるスペースを確保できない便房には、後方を確認用の鏡を設置する。(大きさは下端が床上 90 cm程度、上端が 180 cm程度)</p>	標 2-119～120
⑥標識	<p>●車椅子使用者用便房の出入口及び玄関付近には当該便房があることを表示する標識を設けること。ただし、玄関付近の標識は令 20-1 による案内板を設置する場合を除く。</p> <p>◇玄関付近に案内板がない場合は、建物内の案内板に位置を示す。</p>	<p>条例17-5,6 P●標識参照 P●案内設備c 【図9】</p>

## &lt;オストメイト用設備&gt;

項目	解説	参照条文等
⑦オストメイト用設備	<p>水洗器具はオストメイト(人工肛門・人工膀胱等のように、腹部に人工的に排泄口を作った人のことをいう。)の利用に配慮して、パウチ(排泄物をためておく袋)や、汚れた衣服や腹部を洗うための設備(洗浄装置及び水栓)をいう。</p> <p>●建物には、オストメイト用設備を有する便房を1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設置すること。</p> <p>◇便所が設けた階ごとに1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設置する。</p> <p>●大便器と併用する水洗器具(簡易型水洗器具)は、利用しやすいものとはいえないため、専用の汚物流し台の配置が取れないような既存便所等の改修やスペースの確保が困難な小規模建築物や、構造上やむを得ない場合に設置する。</p> <p>◇ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓とする。</p> <p>◇腹部等を洗浄しやすいように水栓はハンドシャワー型とする。</p>	<p>令 14-1-2 誘 9-1 【図 3】</p>
⑧簡易型水栓器具の禁止	<p>●次に掲げる特別特定建築物は、水洗器具と便器は別のものとする。 (専用の汚物流しを設け、水栓器具には温水シャワーを備えること。(簡易型水栓は不可))【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署</li> <li>・公衆便所</li> <li>・床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>以上である特別特定建築物</li> </ul>	<p>条 17-4 【図 3】</p>
(配慮事項)	<p>◇手洗い用のせっけんやペーパータオル等を設置する。</p> <p>◇十分な広さの手荷物台、小物・手荷物やコート等の衣服を掛けるフックを複数設ける。</p> <p>◇ストーマ装置の廃棄等の大きさに配慮した汚物入れを設ける。</p> <p>◇ストーマ装置の装着や身だしなみを確認するための鏡や汚物流しの近くに着替え台を設置する。</p>	<p>標 2-140(3)③ 【図 3】</p>

⑨標識	<p>●オストメイト用設備を有する便房の出入口及び玄関付近には当該便房があることを表示する標識を設けること。ただし、玄関付近の標識は令20-1による案内板を設置する場合を除く。</p> <p>◇玄関付近に案内板がない場合は、建物内の案内板に位置を示す。</p>	<p>条例17-5,6 P●標識参照 P●案内設備</p>
-----	--	---------------------------------------

## &lt;子育て支援設備&gt;

項目	解説	参照条文等
⑩ベビーチェア	<p>ベビーチェア…乳幼児を連れた者が、乳幼児をそばに座らせて便所を利用できるように必要な便房内の設備をいう。</p> <p>●ベビーチェアを有する便房を建物全体で1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置すること。ただし、学校は除く。</p> <p>●ベルト等により、乳幼児を安全に座らせることができるものとする。</p> <p>●ベビーベッドとの兼用はできない。</p> <p>◇便座に座った状態から手が届く範囲、便器前方に近接した位置に設ける。</p> <p>◇出入口の入口は65cm以上とし、ベビーカーが入れるゆとりある広さの便房とする。戸の開閉に支障ないものとする。</p> <p>◇車椅子使用者用便房に設ける場合は、車椅子使用者の利用に配慮し、適切なスペースを設ける。</p> <p>◇乳幼児が届く範囲に便房内の鍵を設けないこと。やむを得ず設ける場合は、鍵を2段階の高さに設置する。</p>	<p>条17-2-1 【図11、12】</p>
(配慮事項)	<p>◇手荷物置台や小物・衣類を掛けるフックを設けること。</p>	
⑪ベビーベッド等	<p>ベビーベッド…乳幼児等のおむつ替えを行うために便所内に必要な設備をいう。</p> <p>●ベビーベッド設置した便所を建物全体で1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置すること。ただし、おむつ交換ができる場所を他に設置する場合は除く。</p> <p>●転落防止のための固定ベルトを設ける。また、必要に応じて、転落の危険がある旨の表示をするなど注意喚起をすること。</p>	<p>条17-2-2 【図13】</p>
(配慮事項)	<p>◇ベビーベッドを利用する乳児に、照明の光が直接目に入らないように照明位置を配慮する。</p> <p>◇ベビーベッドから目や手を離さず利用できる位置に、荷物置台やフック、おむつ用ごみ箱等を設置する。</p> <p>◇ベビーベッドは落下措置が講じられたものとする。</p> <p>◇立位姿勢でのおむつ替え、着脱衣の着替え用の着替え台を設置する。</p>	
(標識)	<p>●便所の出入口にベビーチェア、ベビーベッド等の設備があることを表示する分かりやすい案内標識を設けること。</p> <p>◇玄関にベビーチェア、ベビーチェアベッド等の設備があることを表示する分かりやすい案内標識を設ける。</p>	<p>【図9】</p>

## &lt;一般便房&gt;

項目	解説	参照条文等
⑫大便器	<p>●車椅子使用者用便房とは別に、腰掛便座の大便器を設けた便房を1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>◇腰掛便座は、温水洗浄便座とすること。</p>	<p>条17-1-3 【図2、14】</p>

	◇高齢者などの下肢機能が低下しているものにとって、和式便器の利用は困難を伴うため、腰掛式のものとする。	
(手すり)	◇高齢者などの下肢機能が低下している者の立ち上がりを補助し、用便中の姿勢を安定させるのに有効であるため、手すりを設けること。なお、手すりのつかみやすい位置には個人差があるため、できるだけ長いものやL型手すりとする。(腰掛式と和式の便房がある場合はそれぞれ1以上) ◇洗浄装置、紙巻き器、非常用呼び出しのボタン配置は JIS S 0026 による配置等する。	【図14】
⑬⑭小便器	●男子用小便器のうち、1 以上は床置き式の小便器又は壁掛式とし、受け口の高さが 35cm 以下(低リップ式)のものとする。こと。 ◇床等の清掃性を配慮する。ただし、小便器が設けられた便所がない場合は除く。 ◇男子用便所が設けられている階ごとに低リップ式小便器を1以上設置する。 ●小便器を設ける便所の出入口の幅は、80 cm以上とすること。【拡充】 ◇出入口に一番近い位置に設ける	令 14-2 【図 2】 条 17-1-(3) 誘 9-2
(手すり)	●杖使用者等が立位を保つことができるよう 1 以上の小便器の周囲に手すりを設けること。 ◇小便器の手すり高さは小便器手前上部が 120 cmの高さ、横手すりは 80～90 cm 程度とし、壁からの距離は 55～60 cmとする。 ◇小便器脇は、杖や傘等を立てかけるくぼみ、又はフック、正面には、手荷物置き台を設ける。	条 17-1-(4) 標 2-119(4) 留意点
⑮⑯分散配置	●車椅子使用者用便房、オストメイト用設備及びベビーベッド等を必要とする人が、それぞれ同時に便所を利用できるよう、⑤とは別に車椅子使用者用簡易型便房、⑦とは別にオストメイト用設備及び⑩とは別にベビーベッドをそれぞれ1以上(男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)一般便房に設けること。なお、オストメイト用設備はやむを得ない場合のみ簡易型水栓器具を認める。 ※車椅子使用者用簡易型便房は次表にて解説する。	条 17-2-(3)
(配慮事項)	オストメイト用設備、子育て支援設備の配慮事項を参照 男女の便房内には汚物入れ(サニタリーボックス)を設置する。	

## &lt;車椅子使用者用簡易型便房&gt;

項目	解説	参照条文等
⑯車椅子使用者用簡易型便房	車椅子で使用可能な有効幅や空間を確保し、腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設けることで、自力で腰掛便座に移乗が可能な車椅子使用者等の利用を可能とする便房をいう。	【図7、14】
(便房の大きさ)	●直進又は側方進入の場合:幅 130 cm以上、奥行き 200 cm以上とすること。 ●側方進入の場合:幅 150 cm以上、奥行き 180 cm以上とすること。 ●便所内の当該便房までの経路は、車椅子が転回できる空間を設けること。	
(便器)	●腰掛便座とし、床置き式便器又は壁掛式便器とすること。 ●座面高さは、車椅子から便座に移乗しやすい高さとし、蓋のない状態で、42～45 cm程度とすること。 ◇床置き式の便器は、前面のトラップ部分を引き込んで、車椅子のフットレストがあたりにくい構造とする。 ◇便座は、温水洗浄便座や背もたれを設置する。	令 14-1 国告 1496



(手すり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●腰壁便器からの立ち上がりや車椅子から腰掛便器へ移乗する際において、全体重をかけて使用されることが多いので、強固に取り付けること。</li> <li>●手すりは便器の両側の利用しやすい位置に、垂直、水平に設ける。手すりのつかみやすい位置には個人差があるため、できるだけ長いものやL型手すりとする。</li> </ul>	<p>令 14-1 国告 1496</p>
(出入口・戸)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用居室等から車椅子使用者用簡易型便房までの経路は、移動等円滑化経路となるため、1以上の経路は出入口の規定が適用され有効幅を80cm以上とすること。</li> <li>●戸は軽い力で操作できる引き戸、折れ戸を原則とし、やむを得ない場合には外開き戸等とすること。</li> <li>●引き戸での開口幅が不足する場合は、2枚引き戸や折れ戸を使用すると十分な開口幅を確保できる場合がある。</li> <li>●車椅子使用者が戸や取っ手に近寄ることができるよう、限られたスペースにおいて、出入口の配置や戸の形式、取っ手の形状、鍵の位置等を工夫し設置すること。</li> </ul>	
(洗 浄 装 置 他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手の不自由な方等でも操作しやすい、押しボタン式、くつべら式等とする。自動洗浄装置やセンサー式を設ける場合は押しボタン式を併設すること。</li> <li>●洗浄装置、紙巻き器、非常用呼び出しのボタン配置は JIS S 0026 による配置等とすること。</li> </ul> <p>◇操作ボタンは前方から以上する場合に配慮し、便座横の操作ボックスではなく、壁付けとする。</p>	<p>条17-3-3 JISS 0026</p>

■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図 1 便所の配置例

手洗い器・便器等、便所内のレイアウトが分かる触知版を便所入口に掲示することが望ましい(参考ページ：設計編⇒共通事項⇒点字などの標示)

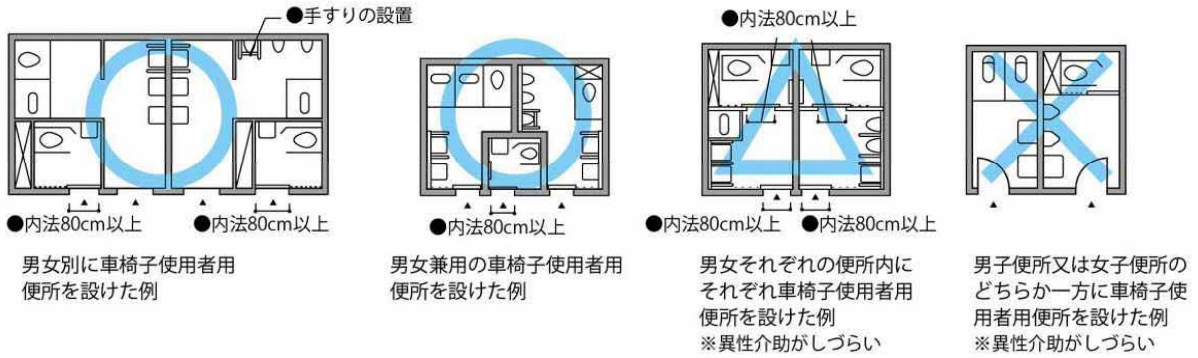


図 2 手すりの設置例

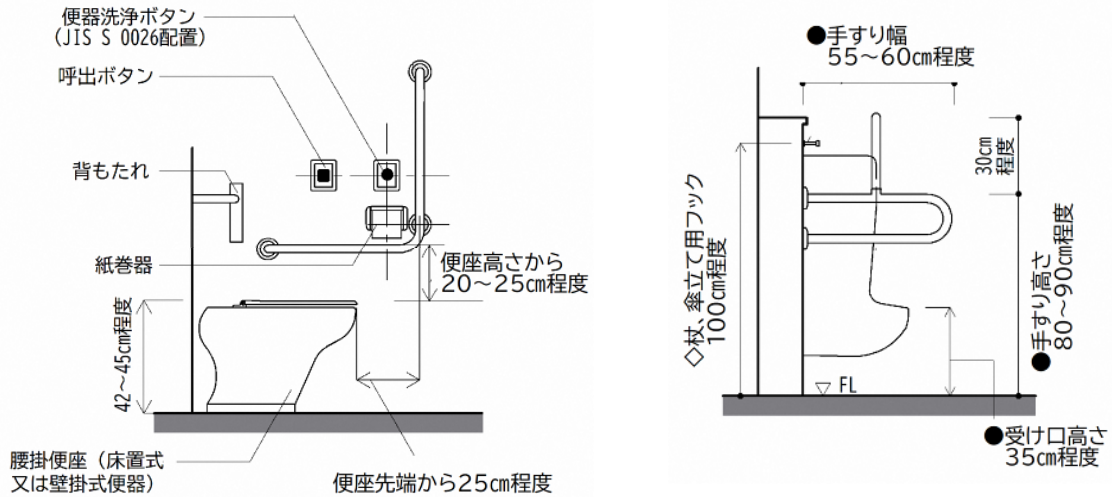
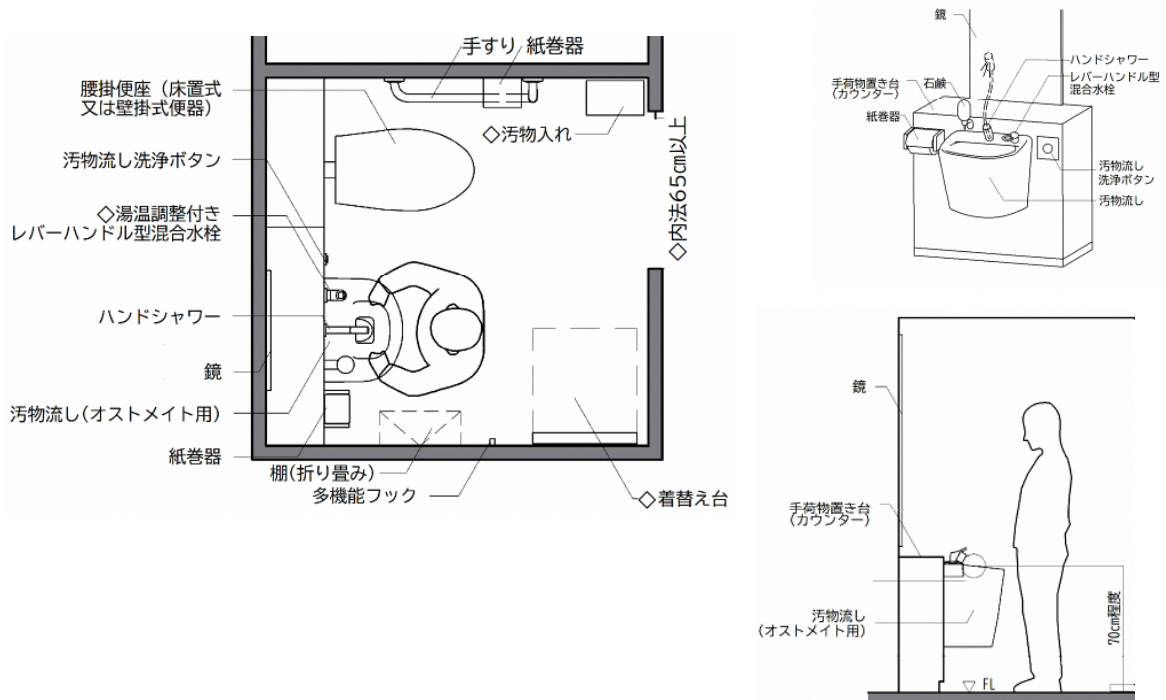


図 3 オストメイト用汚物流しの設置例



■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図4 バリアフリートイレの設置例(すべての建築物)

参考図(2,000×2,000)

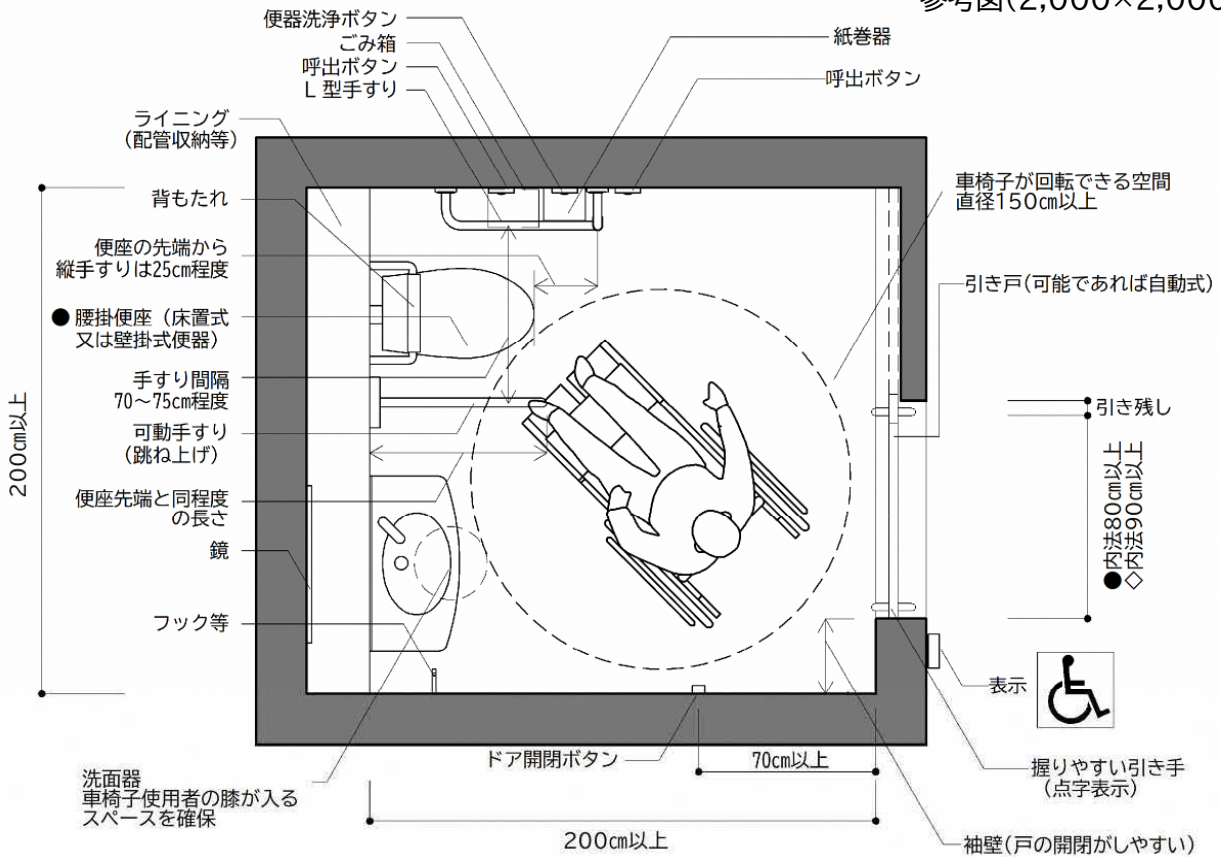
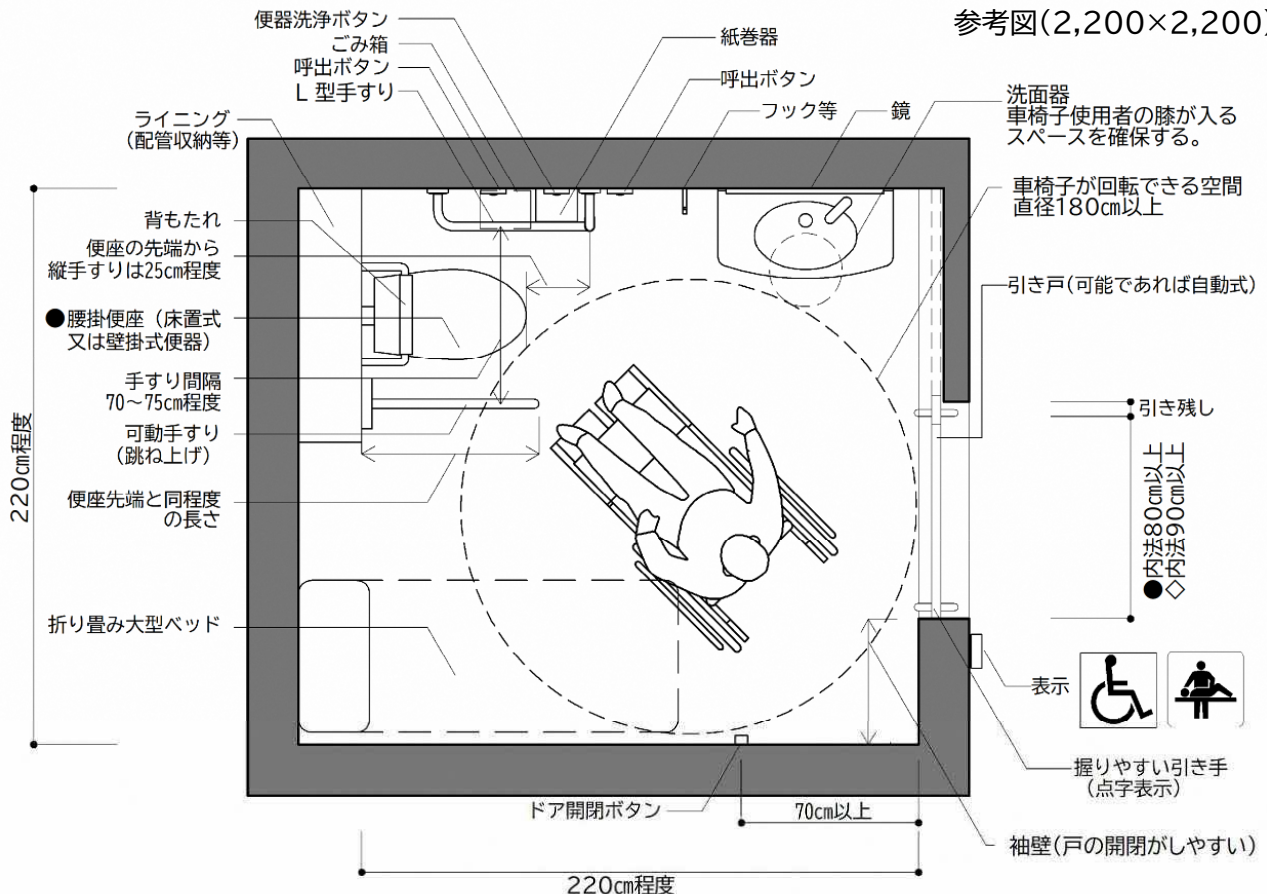


図5 バリアフリートイレの設置例(床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物)

参考図(2,200×2,200)



■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図 6 大型ベッドの設置例

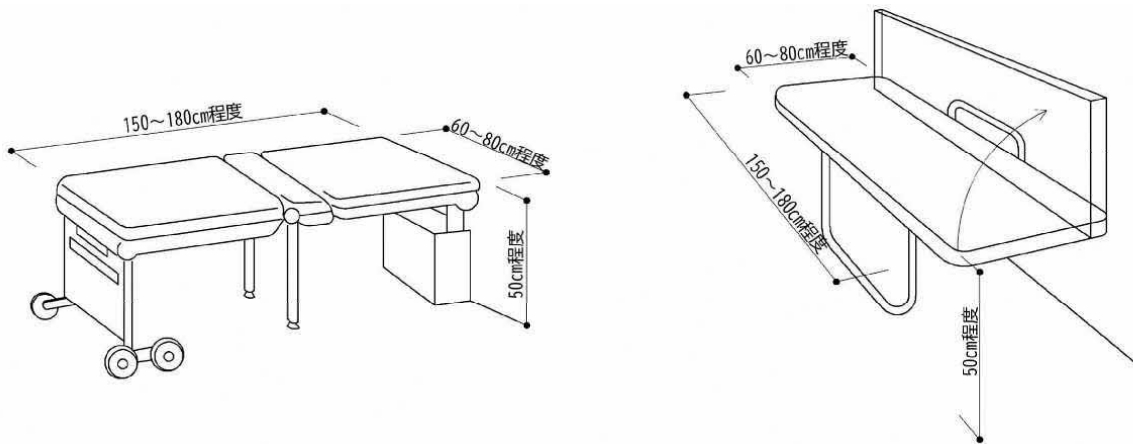
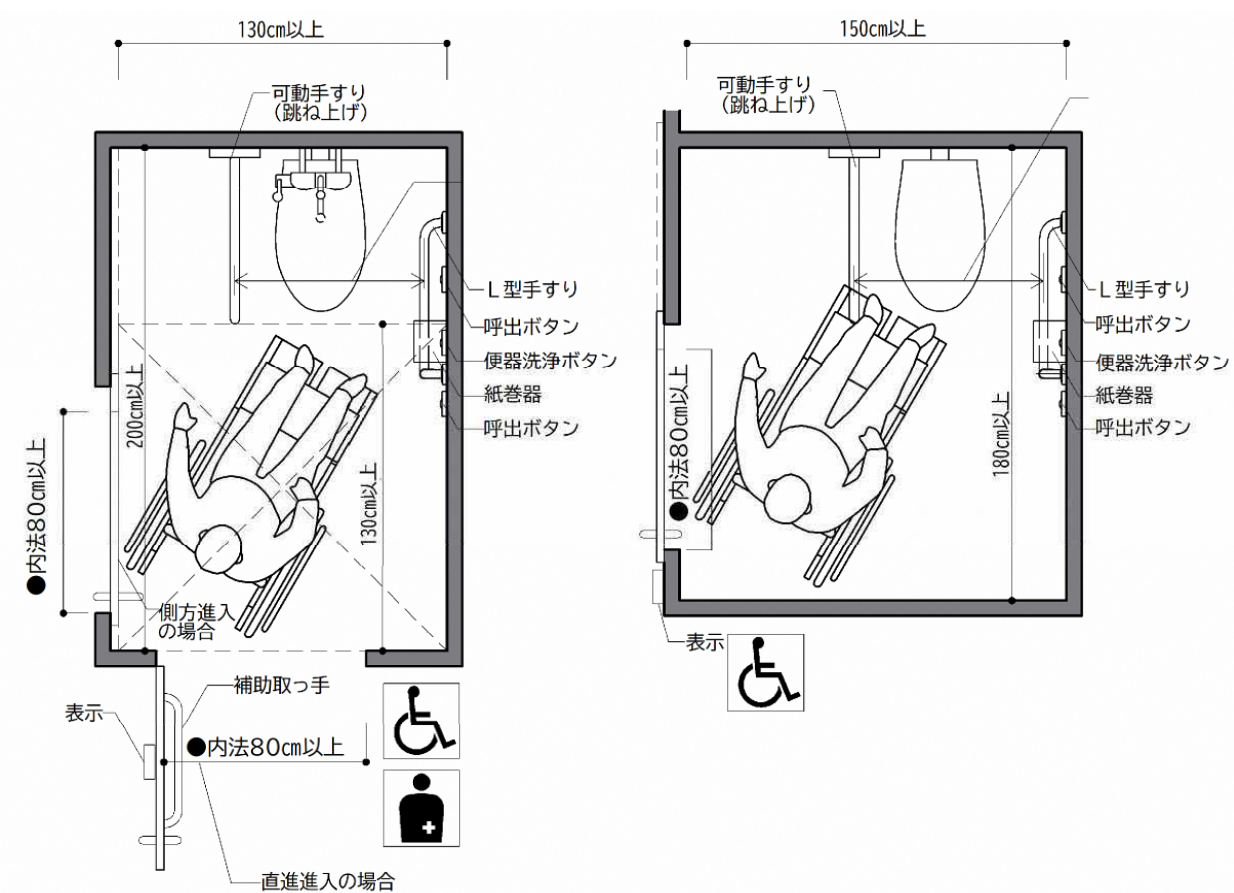


図 7 車椅子使用者用簡易型便房の設置例

直進進入又は側方進入の例

側方進入の例



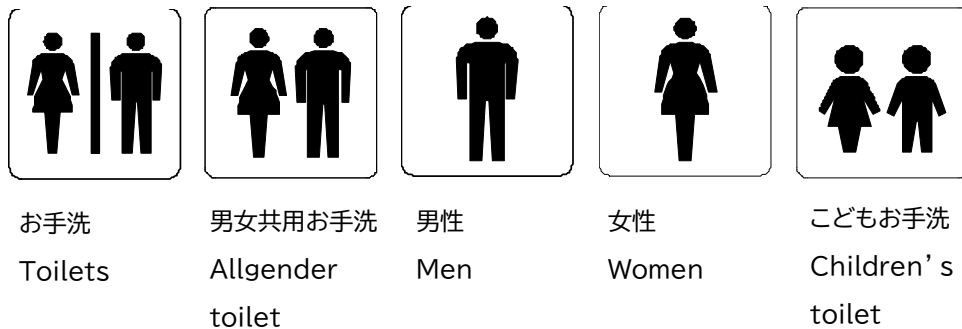
■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図 8 火災警報装置(フラッシュライト)の設置例



図 9 便房設備機能の標識例

<便所の表示例 (日本産業規格 JIS Z 8210) >



- ・ 便房設備 (機能) の表示に合わせて、「男女共用トイレ」のピクトグラムを付加することにより、異性による介助・同伴利用者、性的マイノリティの方が利用しやすい便房となる。



図 10 弱視者への配慮

弱視者等に向けた配慮として、出入口と廊下の壁の色合いを変化させたり、便所の配置等をわかりやすく表示した案内図や便所の表示板(標識)にピクトグラム等を使用し、容易に識別しやすいものでわかりやすくする必要があります。

また、トイレ内部では、便房と壁面(ライニング等)を色の明度等で識別しやすいように配慮したものとします。



・大きめのレバーハンドル錠、色による戸の施錠／開錠表示(点字表示付)

・色による戸の施錠／開錠表示



・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内図

・男性トイレ入口前の表示(便房内に設置された乳幼児用設備等を表示した点字併記の案内図)

■ 参考図 ● バリアフリー整備基準 ◇ 望ましい基準

図 11 ベビーベッド・ベビーチェア等の配置例

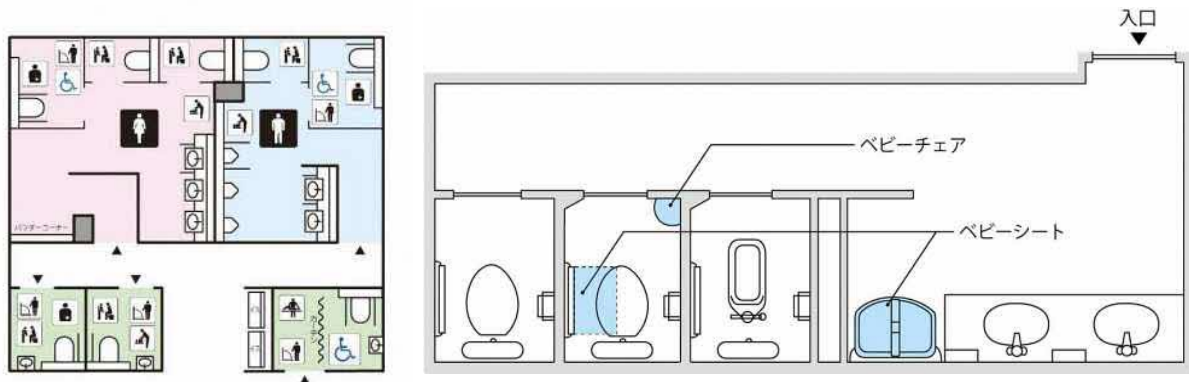


図 12 ベビーチェアの設置例

<生後5カ月から2歳半程度の例>

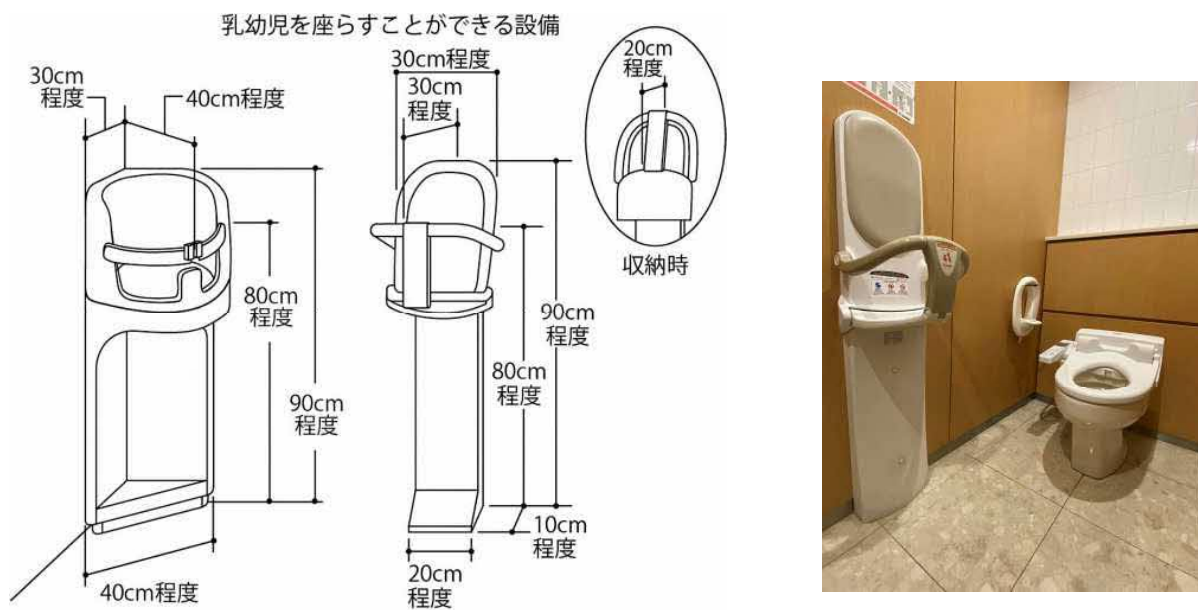


図 13 ベビーベッドの設置例

<生後1カ月から2歳半程度の例>

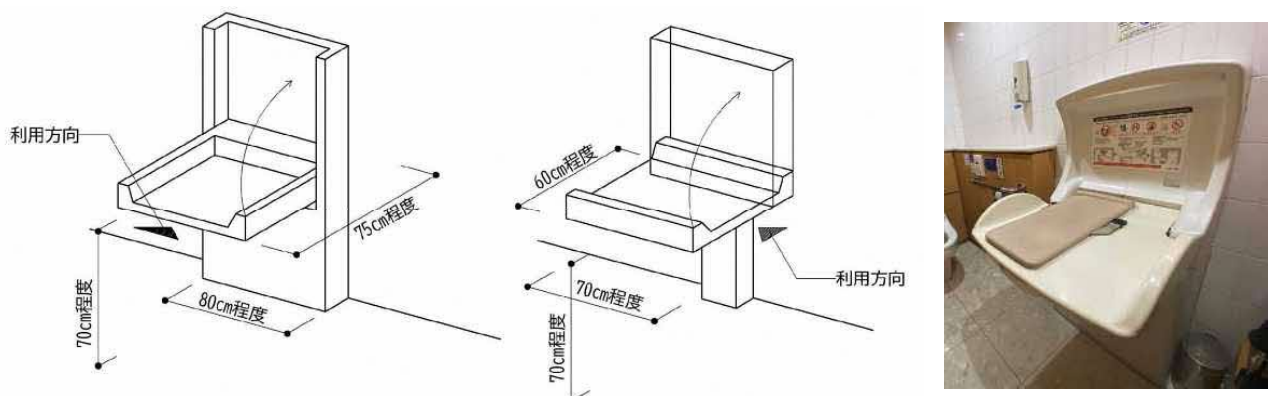
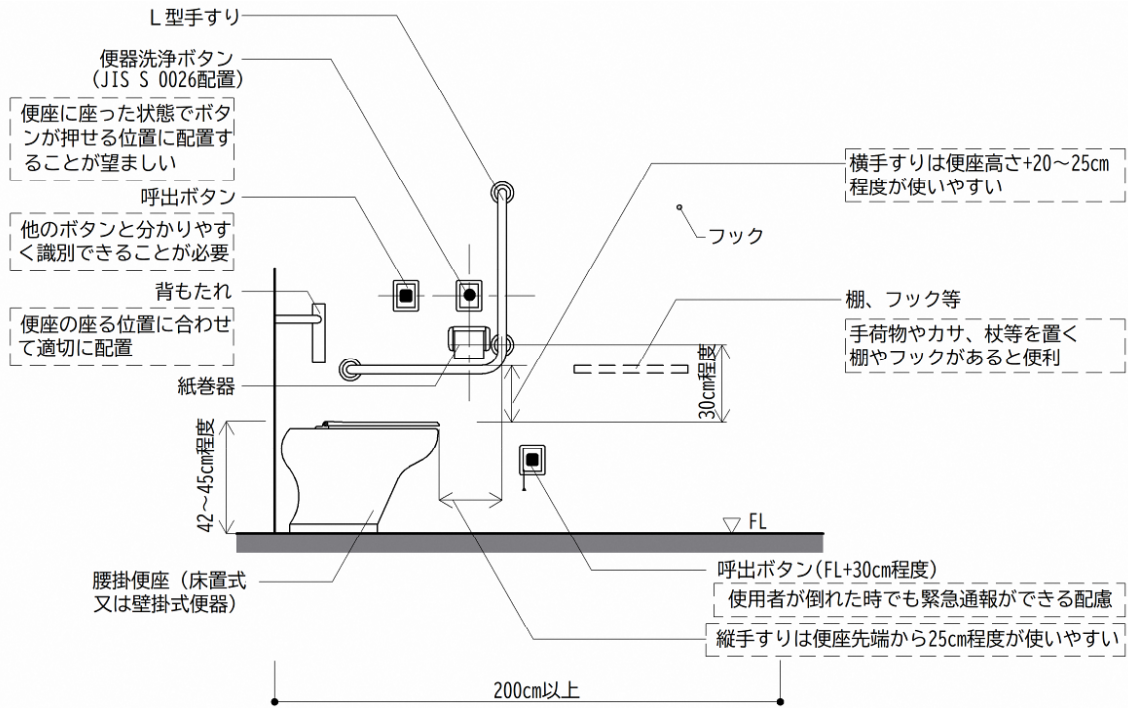


図 14 JIS 配置及びボタン配置の設置例



<操作系ピクトグラムの例>



図の出典: (一般社団法人)日本レストルーム工業会「標準ピクトグラム」  
[https://www.sanitary-net.com/trend/pictogram/pictogram\\_download.html](https://www.sanitary-net.com/trend/pictogram/pictogram_download.html)



- ・便房の分かりやすい操作ボタン  
ボタンの色・素材やコントラストのある図記号 (ピクトグラム) を組合わせた工夫